



コアラのハッピー

くらしのほっと通信

- P.2 インターネット通販
- P.3 ワンクリック請求
- P.4 マルチ商法

えっ!?
名古屋おもてなし武将隊の
信長、秀吉、家康の三英傑が
トラブルに遭遇??

若者向け啓発用 DVD完成でござる!!

このたび消費生活センターでは、若者向け消費者被害防止キャンペーンの一環として、若者が狙われやすい代表的な悪質商法「インターネット通販」「ワンクリック請求」「悪質なマルチ商法」についてのDVDを作成しました。

このDVDは、市内の大学、専門学校、高校などに啓発資料として配布します。



DVDの映像はキャンペーン終了日(2015年2月10日)まで専用サイトで公開しています。

名古屋市 消費者被害防止キャンペーン

<http://www.saneiketsu.jp>

DVDの貸し出しをしています

消費生活センター「くらしの情報プラザ」では、今回ご紹介した様な啓発DVDや図書、ビデオの貸し出しをしています。是非ご利用ください。

- 貸し出し期間** 2週間、図書とDVD類を各3点まで
*初めてのの方は、図書カードを作成します。免許証や保険証など本人確認できるものをお持ちください。
- 開館時間** 月～土曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)
- お問い合わせ** くらしの情報プラザ ☎222-9677



相談

月～金

052-222-9671
052-222-9674
052-223-3160

消費生活相談・金融商品等特別相談

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土・日

土・日テレフォン相談

052-222-9690

※相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です

インターネット通販のトラブル

いつでもどこでも買い物ができる便利なインターネット通販ですが、一方でトラブルになってしまうケースが増えています。

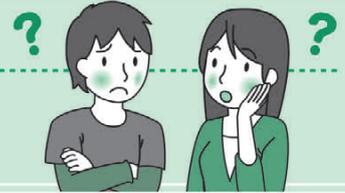
主な事例

- 代金を払ったのに商品が届かない
- ブランド品を頼んだら偽物が届いた
- 注文した商品と全く違うものが届いた



Q:相手に苦情を言えば解決する?

A:詐欺サイトの場合、連絡先が分からなかったり、連絡しても応答がないなど、まともに対応されません。代金を銀行振込で前払いしていると返金は困難です。



通信販売を楽しむために

インターネット通販を含むすべての通信販売に、クーリング・オフ制度はありません。返品できるかは、返品特約(返品の可否や条件)の内容により異なります。

※返品特約の表示がない場合は、商品を受け取った日から8日間は、返送料を消費者が負担することで返品できます。困ったときは、消費生活センターへご相談ください。

特定商取引法で義務付けられている広告の表示を必ず確認し、**表示のないウェブサイトの利用は避けましょう。**

特にチェックしたい広告の表示事項

- 販売価格 ● 送料 ● その他の負担すべき金額
- 代金の支払い時期、支払い方法 ● 商品の引渡し時期
- 返品特約 ● 販売会社の名前、住所、電話番号 ● 代表者(担当者)氏名



要注意!!

- ・あまりにも激安のウェブサイト
- ・注文を急がせる
- ・前払いで、支払い方法が銀行振込のみ。振込先が外国人名の口座
- ・住所や電話番号の記載がない
- ・おかしい日本語のウェブサイト

マークの有無は事業者選びの目安になります



ジャドママーク

(日本通信販売協会の正会員)



オンラインマーク

(ネット販売業者に進取協会が付与)

増えてます! SNS^(※1)がきっかけのトラブル

Cくんの場合

サクラサイト商法

1

メール交換
しませんか?(*^o^*)♡
↓にアクセスしてね♪

メールをする

SNSで知り合った女性から、「個人的にメール交換したいのでここにアクセスして」とメッセージが来た。

2

メールするには
ポイントを買ってね☆

ポイントを購入

アクセスしたら出会い系サイトだった。女性から、メールアドレスを交換するためにポイントを購入するよう指示された。

3

メールするには
さらにポイントが必要ですよ。

さらにポイントを購入

約3万円のポイントを購入したが、女性のメールアドレスは分からず、更に5万円のポイントを購入するよう指示された。

アドバイス

- 出会い系サイト業者に雇われたサクラが、様々なキャラクターになりすましてサイトに誘導し、有料サービスを利用させる手口です。
- 「アイドルの相談にのってくれたらお金をあげる」「遺産をあげる」というメッセージをきっかけにだまされるケースもあります。おいしい話には要注意です!

※1: SNS=ソーシャル・ネットワーキング・サービスとは、自己のプロフィールを登録・公開することで、インターネット上において友人・知人等とつながり、交流できるウェブサイトサービスのこと。



アダルトサイトのワンクリック請求 無料のはずが、突然有料に!

ワンクリック請求(不当請求)とは、パソコンや携帯電話、スマートフォンでインターネットに接続し、画像や年齢認証をクリックしただけで会員登録になり、高額な料金を請求されることです。



事例
1

アダルトサイトの
無料動画をタップした



事例
2

アダルトサイトの年齢確認
画面で「18歳以上ですか?」
と表示されたので「はい」を
タップした



- いきなり登録完了になり、利用料金**99,800円を3日以内に払うよう**表示された!
- 退会窓口に問い合わせたら、払わないと処理できないと**脅された**。怖くて**個人情報**を教えてしまった。
- 請求画面が消えない。



突然
有料に!

アドバイス

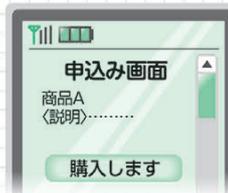


- 申込みの意思がなく、画像や年齢確認をタップ(クリック)しただけでは、契約は成立しません。支払い義務はないので、**連絡せず、無視しましょう**。
- 連絡すると、個人情報を相手に知られる可能性があります。
- 請求画面が消えないときは、下記のサイトを参考に削除してください。
独立行政法人 情報処理推進機構(IPA) <http://www.ipa.go.jp/>

プラスメモ

契約が成立していた場合でも、消費者と事業者の電子契約では、消費者が申込み時に、思い違いや操作ミスなど誤った注文を防止する措置がなければ契約の無効を主張できます。

確認画面
の例



Dさんの
場合

もうけるはずが
消費者金融で借金?



SNSに「稼げる求人」と書いてあったので、事業者に会って話を聞いた。



「人に紹介するともうかる」と説明された。断りきれず契約したが、詳細は分からない。



「代金は消費者金融で借りればいい」と言われ、100万円借りて払ったが、解約したい。

アドバイス

- SNSサイトの広告に「在宅ワーク」「もうかるノウハウ」とあっても、最初に何かを契約せねばならず、結局もうからなかったというケースがあります。もうかる保証はどこにもありません!
- 安易に借金すると多重債務に陥る危険性があります。
- マルチ商法であればクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間経過後は中途解約ができます。マルチ商法についてはP4で紹介しています。

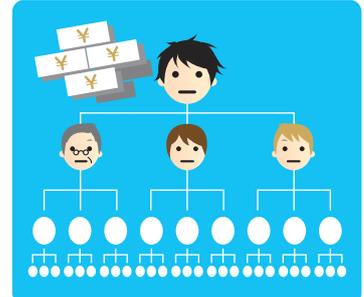


相談員

若者が狙われやすい悪質商法

マルチ商法(連鎖販売取引)のトラブル

登録料を払ったり商品を契約して会員になり、友人などを勧誘して新たに加入させると、紹介料やマージンなどの利益を得ることができ、連鎖的に組織を拡大させていく仕組みです。ネットワークビジネスとも呼ばれています。



*SNSで誘われるケースが増えています

主な商品

健康食品、化粧品、補正下着、ビジネスキットなど

クーリング・オフや中途解約ができます

契約書または再販売商品を受け取った日のどちらか遅い方から20日以内は、クーリング・オフができ、その後は中途解約できます(一定の条件を満たせば未使用商品の返品が可能)。

こんな行為があったら悪質です!

「絶対にもうかる」などと断言する

断っても、しつこく勧誘を繰り返す



「いい話がある」などとマルチ商法の勧誘であることを告げずに呼び出す

学生に多額のクレジット契約や消費者金融からの借金を勧める

他にも...

- ・重要事項が記載された説明書や契約書を渡さない
- ・「入会後は解約できない」と説明したり、解約の申し出を拒否する など

あなたが友人などを誘うときに、このような行為をすると人間関係が壊れるだけでなく、

あなた自身が懲役や罰金などの刑事罰を受ける可能性があります。

見極める力をつけて、今よりも一歩進んだ消費者になろう!



- ・身の周りにどんな悪質商法があるのか関心を持つ
- ・契約するときは、様々な情報を調べて慎重に検討する
- ・良いことばかり言う事業者はまず疑う
- ・よく分からない契約はしない
- ・契約後は、本当に満足できたかなどを評価し、次の契約に生かす



いらぬものは、はっきり断る! ひとりで悩まず相談しましょう

利用のご案内

相談室

受付時間 月～金曜日 9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く) TEL 052-222-9671 消費生活相談・金融商品等特別相談
TEL 052-222-9674 架空請求ホットダイヤル
TEL 052-223-3160 サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く) TEL 052-222-9690 土・日テレフォン相談
※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

パソコン用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

携帯電話用 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/m/>

名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライブプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

TEL 052-222-9677

※くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

「電子メールによる相談受付」もご利用ください。



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。